平成２７年（フ）第７２９号
大阪市浪速区湊町２－２－10―2007、住民票上の住所兵庫県宝塚市平井山荘18番６号
破産者　海老原典宏
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７７号
大阪市淀川区新高６丁目14番13号　エレガンテ７－１　603号
破産者　ＤＩＮＯＹ　ＮＯＲＭＡＮ　ＭＣＣＡＲＴＨＹ
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９０号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁362番地、住民票上の住所堺市北区百舌鳥赤畑町５丁714番地２
破産者　椿　　尚紀
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
大阪府柏原市円明町３番47号
破産者　鳥谷　大典
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番322号
破産者　新田　啓子
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
岡山県美作市日指108番地バレンタイン団地７号
破産者　土屋　博司
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第６５号
徳島市八万町弐丈50番地の１　コーポサンライズ406号、旧住所徳島県小松島市和田島町字松田新田305番地の15
破産者　近久　美惠
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６０号
北九州市八幡西区紅梅１丁目１番８―1011号
破産者　岡田　恵子（旧姓英保）
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８５号
北九州市小倉南区北方３丁目56番４―302号
破産者　三原　達也
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９号
北九州市門司区稲積２丁目２番20―301号
破産者　辻　　聖佳（旧姓古谷）
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８８号
北海道小樽市緑２丁目６番115号　グリーンヒルズ小樽
破産者　久保田三枝子
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第４８号
秋田県大仙市大曲住吉町３番17号　エルナコーポ１－Ｅ
破産者　平野　一彦
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第８０号
山形県長井市清水町１丁目11番５－３号、開始決定時の住所山形県長井市宮1995番地の１
破産者　片倉　寿弘
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１３１号
福島県郡山市大槻町字仙海東45番地の１
破産者　佐藤　忠義
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
茨城県坂東市辺田1144番地71、前住所茨城県常総市水海道諏訪町3011番地
破産者　柴崎忠一郎
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６号
群馬県沼田市材木町1179番地４
破産者　八木　　進
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
横浜市緑区竹山１丁目１番地１　竹山団地1103棟322号
破産者　荒木　和博（旧姓新村）
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２６号
静岡市葵区川合１丁目１番７―501号、開始決定時の住所静岡市葵区羽高229番地の１
破産者　大野奈津枝
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８６号
静岡県三島市大宮町１丁目７番27号
破産者　林田　孝一
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係